

計画年度
令和3年度～令和12年度

青森県における獣医療を提供する体制の 整備を図るための計画書

令和4年3月
青 森 県

目 次

はじめに	1
第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標	3
1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状	
2 診療施設の整備に関する目標	
第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域	6
第3 獣医師の確保に関する目標	8
1 獣医師の確保目標	
2 獣医師の確保対策	
第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針	11
1 組織的な家畜防疫体制の確立	
2 診療施設・診療機器の効率的利用及び衛生検査機関との業務の連携	
3 獣医療情報の提供システムの整備	
4 診療効率の低い地域に対する診療の提供	
5 産学官が連携した研究開発	
第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項	13
1 臨床研修	
2 高度研修	
3 生涯研修	
第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項	15
1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備	
2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等	
3 広報活動の充実	
4 診療施設の整備	

はじめに

1 本県における獣医療をめぐる現状

本県の畜産業は、夏季冷涼な気候や、全国有数の生産規模を有する八戸港の飼料穀物コンビナートの立地などを背景として、本県農業の基幹部門に成長してきたが、飼養戸数は高齢化及び後継者不足などにより減少しており、経営形態は個別経営から企業経営への移行が進み、飼養規模の大規模化が進展している。

このような中で、本県の獣医療は、飼育動物の診療や保健衛生指導等を通じて、畜産業の発展、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきた。

一方、近年、国内における家畜伝染病の大規模な発生に加え、県内における野生イノシシの生息確認など、家畜伝染病のまん延防止のための野生動物対策の重要性が増しているほか、食品の安全性の確保に対するニーズの高まり等、獣医療を取り巻く状況が大きく変化している。

(1) 食料の生産現場における獣医師の役割

高病原性鳥インフルエンザ（以下、「HPAI」という。）、豚熱（以下、「CSF」という。）及び口蹄疫（以下、「FMD」という。）など、地域に重大な影響を与える伝染病の国内発生や、消費者の食品の安全・安心への関心の高まりなどに対応しながら、本県畜産業の振興を図る上で、獣医師の果たす役割は極めて重要となっている。

具体的には、家畜伝染病の的確な防疫措置を講じるとともに、飼養管理技術の高度化等によるコストの低減や省力化による生産性の向上においても指導の中心的な役割を担っている。

また、生産現場では、家畜飼養者及び飼養されている家畜が必要とする現場診療に対する適時的確に対応する体制が必要であることに加え、病原微生物や有害微生物による畜産物のリスクの低減を図るため、農場段階における HACCP の考え方を取り入れた飼養管理の実践が必要となっている。さらに、飼養規模の拡大が進む中で、農場単位や群単位での管理に適した飼養衛生管理指導の提供、農場 HACCP や畜産 GAP の導入・普及時における指導等、幅広い獣医療の提供が要請されており、獣医師の役割は一層高まっている。

(2) 産業動物獣医師等の養成・確保

近年、獣医学を専攻する学生は犬、猫、小鳥等一般家庭において飼育される動物（以下、「小動物」という。）の診療への志向が強く、食産業を守る担い手である産業動物臨床獣医師及び家畜衛生に従事する公務員獣医師が減少している一方で、家畜伝染病予防に係る業務が多様化していることか

ら、産業動物分野における獣医師の養成と安定的確保が喫緊の課題となっている。

(3) 高度な獣医療の提供に対する社会的ニーズの高まり

家庭で飼育する小動物は、近年、コンパニオン・アニマル（伴侶動物）とも呼ばれ、大切な家族の一員になっており、飼育者の求める獣医療の内容は複雑化・多様化している。一方で、飼育者に対しては、狂犬病予防対策をはじめ、各種の人獣共通感染症の予防対策など、適切な保健衛生指導が必要となっている。このことから、獣医師に対しては高度な診療技術のみならず、飼育者に十分なインフォームドコンセントを得ながら診療を進める等、飼育者の意向も総合的に勘案した獣医療の提供が求められており、獣医師と愛玩動物看護師との連携によるチーム獣医療の提供の必要性が高まってきている。

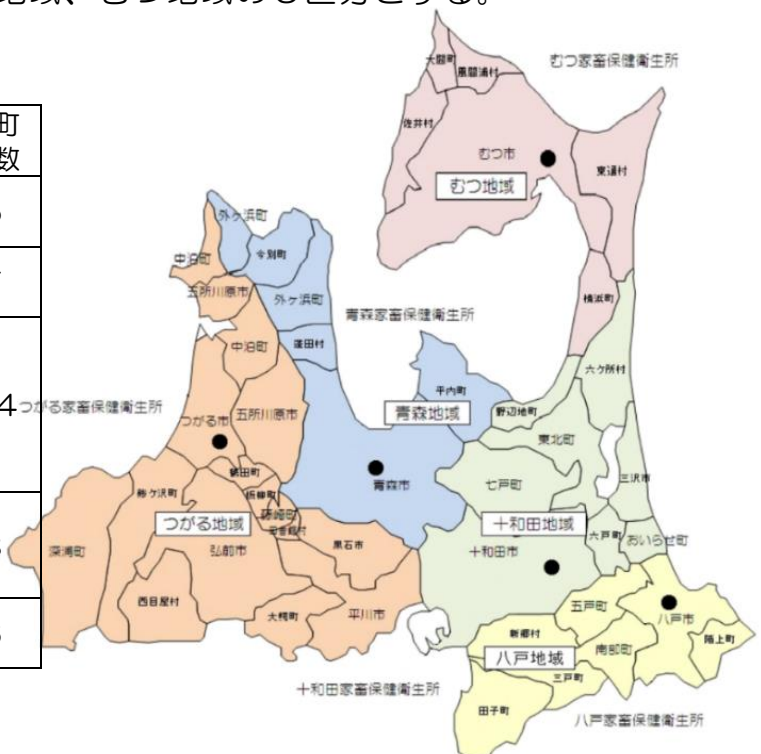
以上のことから、今後も本県畜産業の健全な発展や、動物の保健衛生の向上及び公衆衛生の向上に寄与していくためには、獣医療関係施設の相互の機能及び業務の連携強化とともに、獣医療に関する技術の一層の向上を図るほか、特に産業動物分野における診療施設や診療機器等の計画的な整備及び産業動物臨床獣医師、家畜衛生に携わる公務員獣医師の確保対策を推進し、質の高い獣医療を的確かつ効率的に提供する体制の整備を図っていくこととする。

2 獣医療を提供する体制の整備を検討する地域区分

獣医療を提供する体制の整備を図るための地域区分については、一体的に整備していくことが相当であると認められる地域となるように配慮し、家畜衛生業務の中核施設である家畜保健衛生所（以下、「家保」）の所管区分ごとに、青森地域、八戸地域、つがる地域、十和田地域、むつ地域の5区分とする。

表1 獣医療に係る地域区分

地域区分	市町村	市町村数
青森地域	青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村	5
八戸地域	八戸市、五戸町、南部町、階上町、三戸町、田子町、新郷村	7
つがる地域	弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、深浦町、板柳町、鶴田町、中泊町、西目屋村、大鰐町、藤崎町、田舎館村	14
十和田地域	十和田市、三沢市、七戸町、東北町、六戸町、おいらせ町、野辺地町、六ヶ所村	8
むつ地域	むつ市、横浜町、大間町、風間浦村、佐井村、東通村	6



第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物及び小動物診療施設の開設状況は、それぞれ表2、3に示すとおりである。

なお、産業動物及び小動物診療施設、どちらにも該当する場合は産業動物に含めており、診療施設には獣医療法第7条に規定する「往診診療者等」を含んでいる。

また、産業動物には、届出されているものの、高齢化等により実際には診療業務を行っていない施設が多く含まれている。

表2 産業動物診療施設

(令和2年12月31日現在、獣医療法第3条に基づく届出状況)

(単位：か所)

地域	県	市町村	農協	共済	法人その他の団体	個人開業	計
青森地域	2	0	0	0	2	4	8
八戸地域	1	0	0	0	10	14	25
つがる地域	1	0	1	0	1	3	6
十和田地域	2	0	2	1*	17	29	51
むつ地域	1	0	0	0	4	5	10
合計	7	0	3	1	34	55	100

※令和3年度休止中

表3 小動物診療施設

(令和2年12月31日現在、獣医療法第3条に基づく届出状況)

(単位：か所)

地域	県	市町村	法人その他の団体	個人開業	計
青森地域	1	1	8	7	17
八戸地域	0	0	9	9	18
つがる地域	0	0	7	5	12
十和田地域	0	0	2	12	14
むつ地域	0	0	1	2	3
合計	1	1	27	35	64

(2) 主要な診療機器等

診療施設の整備現状は、診療区分別に表4に示したとおりである。

表4 診療施設の整備状況及び診療機器の整備状況

(単位：室、台)

地域	開設主体	施設の整備状況			機器の整備状況			備考
		検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置	
青森地域	都道府県（家保等）	3	3	2	3	3	1	
	市町村	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（産業動物）	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（小動物）	6	7	0	6	6	6	
	個人開業施設（産業動物）	1	0	0	1	0	0	
	個人開業施設（小動物）	6	7	0	7	4	7	
八戸地域	都道府県（家保等）	3	0	1	1	0	0	
	市町村	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（産業動物）	2	0	0	0	4	0	
	その他法人（小動物）	10	10	0	16	11	13	
	個人開業施設（産業動物）	7	0	0	1	10	2	
	個人開業施設（小動物）	7	7	1	13	7	7	
つがる地域	都道府県（家保等）	1	1	1	1	1	0	
	市町村	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（産業動物）	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（小動物）	6	6	6	6	6	6	
	個人開業施設（産業動物）	0	0	0	0	0	0	
	個人開業施設（小動物）	4	4	4	4	4	4	
十和田地域	都道府県（家保等）	4	0	1	1	1	0	
	市町村	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	1	0	0	1	3	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（産業動物）	14	3	1	4	8	7	
	その他法人（小動物）	4	2	0	3	1	2	
	個人開業施設（産業動物）	7	2	0	3	4	3	
	個人開業施設（小動物）	6	8	0	8	4	8	
むつ地域	都道府県（家保等）	1	0	1	1	0	0	
	市町村	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	0	0	0	0	0	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（産業動物）	2	0	0	0	0	0	
	その他法人（小動物）	1	1	0	0	0	1	
	個人開業施設（産業動物）	0	1	0	1	2	2	
	個人開業施設（小動物）	2	2	0	2	1	2	
合計	都道府県（家保等）	12	4	6	7	5	1	
	市町村	0	0	0	0	0	0	
	農業共済組合	1	0	0	1	3	0	
	農業協同組合	0	0	0	0	0	0	
	その他法人（産業動物）	18	3	1	4	12	7	
	その他法人（小動物）	27	26	6	31	24	28	
	個人開業施設（産業動物）	15	3	0	6	16	7	
	個人開業施設（小動物）	25	28	5	34	20	28	

2 診療施設の整備に関する目標

(1) 家畜保健衛生所

家畜伝染病の監視体制の強化、迅速かつ的確な病性診断及び病性鑑定機能の充実と、大規模な家畜伝染病の発生に対する危機管理体制の強化を図るため、老朽化施設の計画的な建替えや検査診断機器の更新・整備を推進する。また、病性鑑定課職員の計画的育成と中長期的な家保の組織体制の整備を検討する。

さらに、畜産物の安全性向上のため、農場 HACCP 及び畜産 GAP の指導員、審査員を継続的に育成し、指導体制の整備を図るとともに、家保による抗体検査や遺伝子検査結果等の情報については、産業動物診療に活用されるよう情報提供を行う。

(2) 産業動物診療

ア 農業共済組合

地域獣医療を安定的に提供するためには必要不可欠であるが、令和3年度現在、診療獣医師が不在であることから、獣医師の確保を図ることが急務である。

獣医師を確保し診療体制を整備した後は、各種検査や損害防止指導、並びに緊急・応急的な診療を行うことのできる総合的な診療施設としての役割を担うことが期待される。また、施設整備に当たっては、安定的に獣医療が提供されるよう、各種疾病の診断能力の強化を図ための獣医療法第14条の規定による診療施設整備計画（以下、「診療施設整備計画」という。）に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用等も検討する。

イ 法人及び個人

農場及び地域における適切な飼養衛生管理を確保するため、家保、獣医系大学、農業共済組合、獣医師会等との連携を強化し、診療の効率化・迅速化及び診療内容の高度化に努め、必要に応じて診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用等も検討する。

なお、十分な獣医療の提供が困難となっている地域においては、自衛防疫団体の指定獣医師の確保とワクチンの適期接種指導による発生予防対策を徹底するとともに、遠隔地からの診療を行うに当たっては、情報通信機器（以下、「ICT 機器」という）を用いた的確な診断ができるよう、産業動物臨床獣医師と生産者が密に連携して取り組むための環境を整備する。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

1 青森地域

高齢化の進行により家畜飼養農家戸数が著しく減少し、産業動物臨床獣医師が定着しにくい環境にある地域である。

一方、肉用牛繁殖経営を中心に今後の発展が見込まれる市町村もあり、ワクチン接種を応用した予防衛生を推進しつつ、繁殖障害や慢性疾病の低減など、生産性の向上に直結する獣医療に必要な施設・機器等の整備を図る。

また、牛の診療だけでは生計が成り立たないため産業動物臨床獣医師が定着しにくく、十分な獣医療の提供が困難となっていることから、その確保・定着を図る取組を推進する。

2 八戸地域

家畜の飼育に適した夏季冷涼な気候や配合飼料の供給基地である八戸港の飼料穀物コンビナートを背景に、中小家畜、特に養鶏における県内最大の生産地域として、今後も大規模化による発展が見込まれているほか、肉用牛の育種改良への取組や肥育経営も盛んな地域である。

そのため、本地域では、多様な獣医療の提供が求められており、大規模化に伴う集団衛生管理や育種改良への受精卵移植技術の活用、複雑化する疾病に迅速かつ的確に対応できる施設・機器等の整備を促進する。

また本地域は、岩手県北と接していることから家畜伝染病の発生時には岩手県との連携が必須であることから、迅速に対応できる連絡体制を整備する。

3 つがる地域

所管地域が14市町村と多く、県土面積の3分の1を占め、果樹または水稲を中心とした農業が盛んである一方、家畜飼養農家戸数は少なく点在し、診療効率が低い地域である。

そのため、産業動物臨床獣医師の確保・定着が難しく、十分な獣医療の提供が困難となっている。

しかし、中には、肉用牛や養豚経営を中心に、今後も発展が見込まれる市町村もあることから、生産者、市町村、農業関連団体、家保等が連携し、産業動物臨床獣医師が地域に定着できる取組を推進するとともに、獣医療が不足する場合には、家保等公的機関による補完を検討する。

特に、肉用牛においては、ワクチン接種等の予防衛生を推進しつつ、繁殖障害や慢性疾病の低減など、生産性の向上に直結する指導が必要であり、養豚においては個人経営が多いことから、呼吸器複合感染症等の慢性疾病のコントロールに加え、飼養衛生管理について継続的に対応できる指導者の育成を含めた指導体制と施設・機器等の整備を図る。

4 十和田地域

獣医系大学、と畜場、食鳥処理場が多数存在し、各畜種ともに県内飼養頭羽数の大多数を占める本県畜産業の主要地域で、以前から養豚や養鶏の大規模化が進展しているほか、近年では肉用牛においても大規模化が進んでいる地域である。

また、乳用牛においても県内最大の飼養地域であり、代謝病や乳房炎の防止等による生産性向上を図る必要がある。

そのため、多様な獣医療の提供が求められており、複雑化する疾病診断や診療への迅速かつ的確な対応、大規模化に伴う集団衛生管理の推進、生産性向上等に直結する施設・機器等の整備を促進するとともに、今後予想される産業動物臨床獣医師の高齢化への対応を検討する。

5 むつ地域

数多くの公共放牧場が存在し、夏山冬里方式の放牧を活用した肉用牛繁殖経営が盛んな地域である。

また、乳用牛においても本県有数の飼養地域として今後とも発展が見込まれる。

そのため、放牧飼育における疾病対策及び繁殖障害の除去等による生産性向上を図るとともに、乳用牛特有の疾病の低減を図るために必要な診療施設及び機器の整備を図る。

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

(1) 産業動物臨床獣医師

令和12年度を目標年度とする産業動物診療に携わる獣医師の確保目標は目標年度における各地域の家畜飼養頭数や家畜疾病の発生状況、退職予定者をふまえ、表5のとおりとする。

なお、農業共済組合は産業動物の診療施設として大きな役割を担うことが期待されていることから、産業動物臨床獣医師の確保に組織的に取り組む必要がある。

表5 産業動物臨床獣医師の確保目標数

(単位：人)

地域	令和2年度の 獣医師数※ ¹ (A)	令和12年度 までの退職数 (B)	令和12年度 の必要人数※ ² (C)	令和12年度 までの確保目標※ ³ (D)
青森	2	1	4	3
八戸	15	2	14	1
つがる	2	1	5	4
十和田	22	12	23	13
むつ	6	1	7	2
合計	47	17	53	23

※1 獣医師法第22条の届出から、診療実績のある獣医師だけを計上。

※2 令和12年度に予想される飼養頭(戸)数を令和12年度における畜種ごとの獣医師一人当たりの年間診療可能頭(戸)数で除して得られた数の計とした。

※3 令和12年度までの確保目標(D)については、下記の式で算出した。

$$D=C-(A-B)$$

(2) 公務員獣医師

県に勤務する獣医師については、令和3年度に策定する、県獣医師職員を安定して確保するための基本方針である「青森県獣医師職員確保プラン」に基づき確保対策を推進することとしている。

2 獣医師の確保対策

(1) 産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保

産業動物臨床獣医師や公務員獣医師の不足が発生する原因としては、新規獣医師の約半数が小動物分野を、約2割程度が産業動物分野を選択しており、獣医師の活動分野における偏在が挙げられる。この職域偏在については、大学入学時から、ほとんどの学生が小動物診療へのあこがれをもって進学してきているため、産業動物関連の就業を希望する者が少ないことが大きな要因である。また、獣医学教育において、産業動物診療や家畜衛

生・公衆衛生行政に携わる獣医師の役割に係る授業を行っているにも関わらず、小動物から産業動物関連への就業に方針転換する学生はごく一部であることから、産業動物診療の現場の魅力や家畜衛生・公衆衛生行政等の意義や魅力をより積極的に情報発信することが必要である。

また、近年、家畜伝染病の発生に伴う業務量及び責任の増加に対し、労働環境の改善が進んでいないことも要因の一つになっていると考えられるため、環境改善に努める。

ア 産業動物臨床獣医師

産業動物臨床獣医師の確保については、民間診療施設への獣医系大学生のインターンシップの受入れにより、就業を誘導するとともに、国の修学資金の活用により、計画的に確保を推進する。

農業共済組合については、計画的な獣医師職員の採用と育成に取り組む必要がある。

イ 公務員獣医師

公務員獣医師の確保については、「青森県獣医師職員確保プラン」に基づき、獣医師職員の確保と定着を強かに推進していくこととしている。

確保の取組については、国の修学資金制度の活用による新規獣医師の確保に加え、待遇改善を検討し、本県獣医師職員の確保を推進する。

また、一時的に離職もしくは定年退職した獣医師の確保のため、短時間勤務や任期付き雇用などの多様な就業形態により、様々なライフステージの獣医師職員が活躍できる体制を整備する。

定着の取組については、これまでは職場環境の整備を行ってきたが、さらに意欲的に働けるよう、老朽化施設の計画的な建替えや獣医師職員の希望を考慮した人員配置や研修制度等の充実等により、快適な職場環境の整備を図っていくこととする。

(2) 労働をめぐる環境の改善

産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師については、安全な畜産物の供給や人の健康保護に大きく貢献しており、特に、近年増加する家畜伝染病の防疫対応など、その社会的重要性も大きくなっていることから、それに相応しい待遇改善を図る必要がある。

また、公務員獣医師は家畜伝染病に係る業務量の増加により、労働環境が悪化していることから、ワーク・ライフ・バランスに配慮するとともに、女性だけでなく男性も育児休業を取りやすい環境の整備を計画的に行う。

(3) ネットワーク体制の整備

産業動物臨床獣医師や公務員獣医師及び畜産関連産業等に係る技術や知識・経験を持つ獣医師の活用の促進や、ケガや病気、出産等による一時的な休職等に対応した人的支援体制の整備及び地域における獣医師の就業状況、採用・求職情報のネットワーク化の推進を図るため、県、県獣医師会及び農業共済組合等の関係機関が中心となり緊密に連携して対応する体制

の整備を促進する。また、HPAI、CSF、FMD等の家畜伝染病の発生などの緊急事態に備え、県、市町村、民間の獣医師及び畜産関係者等を含めた緊急防疫連絡体制の整備を促進する。

(4) 再就職支援

ケガや病気、育児休暇等の一時的な離職者や定年退職した獣医師等の人材を有効活用するため、復職研修の実施やそれら研修への参加の促進、県獣医師会等の関係団体を介した就業紹介や再就職しやすい就業形態等の整備といった再就職支援の取組を強化する。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

1 組織的な家畜防疫体制の確立

家保は、地域防疫の拠点として位置付けられていることから、家保を核とし、民間の獣医師、生産者等の連携の下で家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化及び FMD 等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化するため、各地域の実情に応じて各家保単位で次の事項について推進する。

(1) 家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の強化

家保は、家畜伝染病及び不明疾病に対するサーベイランス体制の確立を推進するため、病性鑑定機能の強化を図るとともに、飼養衛生管理基準の遵守指導の計画的な実施と、民間の獣医師と連携した異常時の通報体制の強化を図る。

(2) HPAI、CSF、FMD 等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の再点検・強化

家畜防疫員の確保や、家畜伝染病が発生した都道府県への家畜防疫員派遣による支援体制の整備を図るため、県健康福祉部所属の獣医師職員の家畜防疫員任命、獣医師職員確保対策の推進、民間獣医師との連携を強化する。

民間の獣医師等の家畜防疫活動への支援体制と診療施設間の連携強化を図るため、講習会等による伝染病に係る知識の普及啓発、緊急防疫体制の整備等を推進する。

2 診療施設・診療機器の効率的利用及び衛生検査機関との業務の連携

産業動物診療施設は、施設・機器の高度化に係る設備投資への負担を軽減するため、診療施設間の連携・協力の下での機能分担の促進や、比較的整備が進んでいる家保の施設・機器の効率的な利用を促進するとともに、より詳細な臨床検査等を行うため、北里大学獣医学部の診療施設や検査機器の利用について、協力を要請する。

また、飼養規模の拡大に伴ってより重要となる集団管理衛生技術においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術を必要とするが、特殊な機器や施設を必要とする技術については、家保や民間検査機関を活用する等、業務連携を促進する。

なお、家保においては飼養衛生管理等の確認指導を効率的に実施するため、ICT 機器を活用した衛生管理指導体制を整備する。

3 獣医療情報の提供システムの整備

県及び県獣医師会等は、診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、民間の獣医師、農業関係団体、家保、北里大学獣医学部、生産者等の獣医療関係者の

相互の情報交換のための連絡体制を強化する。

また、家畜衛生検査成績、食肉衛生検査成績等の情報を診療及び保健衛生指導に活用するため、家保や食肉衛生検査所等、関係機関の連携強化を図り、獣医療情報の提供システムの整備を推進する。

4 診療効率の低い地域に対する診療の提供

診療効率の低い青森地域及びつがる地域では、生産者、県、市町村、関係団体等が連携し、産業動物臨床獣医師が地域に定着できる体制や、診療施設間の密接な連絡体制の整備を推進し、当該地域における獣医療提供体制の維持を図ることを原則とする。

その上で、産業動物臨床獣医師による獣医療の提供が確保できない場合には、獣医療関係者間の意見の調整を十分に図った上で、家保による補完的な診療を含め、獣医療を提供する体制の整備に努めるとともに、ICT 機器を活用した診療体制を確保する環境を整備する。

5 産学官が連携した研究開発

家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術の開発・普及や、新興・再興感染症対策、人、動物、環境の健康を一体的に考える「One Health」の考え方に基づく新たな社会的ニーズに対応した獣医療に係る研究・技術開発のため、地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所や民間企業、北里大学獣医学部、研究機関及び家保等の獣医師の連携を促進する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

県及び県獣医師会等は、新規獣医師のうち産業動物分野に就業する者を対象として、臨床現場における実践的な診療技術の修得や生産者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令及び食品の安全性等についての臨床研修の円滑な受講のため、講習等への参加の促進に努めるとともに北里大学獣医学部、農業共済組合等が設置する診療施設との連絡調整に努める他、優先的に臨床研修を受講できるよう関係機関・関係団体に働きかける等その条件整備に努める。

(2) 公務員分野

獣医師職員に対して、国等が開催する家畜衛生、公衆衛生、動物愛護・福祉それぞれの分野に関する講習会への参加を促進し、畜産関連産業等に係る内容も含めた基本的知識や病性鑑定技術を修得させた上で、伝達講習等により地域への知識や技術の普及を図る。

また、疫学を基礎とした防疫体制の整備や集団管理衛生技術等の最新の獣医療に係る研修会を開催し、技術の向上に努めるとともに、産業動物臨床獣医師による獣医療の提供が確保できない場合に備え、臨床研修を通じ、より実践的な診療技術の習得に努める。

さらに、HPAI、CSF、FMD等の家畜伝染病の大規模な発生を想定して、家畜衛生部局だけではなく、公衆衛生部局及び市町村、関係機関、民間の獣医師等が一体となった連絡体制、防疫体制の確立を図るための防疫演習等を実施し、関係者の訓練と意識の統一を図る。

(3) 小動物分野

県及び県獣医師会等は、獣医師免許の新規取得者のうち小動物分野に就業する者を対象とする実践的な診療技術の修得や飼育者とのコミュニケーション能力の向上、獣医療に関する法令についての研修の受講を促進し、実務上求められる法令遵守や職業倫理、動物福祉の知識の修得を推進するとともに、愛玩動物看護師法の成立により期待されるチーム獣医療体制の構築を図る。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

県及び県獣医師会等は、産業動物臨床獣医師を対象に、農林水産大臣が指定する研修施設や大学等において実施される、管理獣医師を養成するための専門性の高い卒後研修等への参加の促進を図り、集団管理衛生技術、農場経営、HACCP方式を活用した効率的な飼養衛生管理（農場 HACCP）に関する知識・技術等の修得を促進し、地域における獣医療技術の普及の担い手となる指導者の養成を図るとともに、当該指導者による地域の獣医師への技術指導等を計画的に行い、技術の向上を推進する。

さらに、各種研修会、講習会を開催するとともに、関係学会等について関係獣医師への周知の徹底及び参加を促進する。

(2) 公務員分野

獣医系大学、国公立、独立行政法人及び民間の試験研究機関等との共同研究や技術開発の成果の普及に関する研修の充実を図る。

また、産業動物臨床獣医師が不足する等、十分な獣医療の提供が確保できない青森地域及びつがる地域においては、地域社会のニーズを十分考慮しつつ、家保等の公的機関が必要に応じて集団管理衛生技術、農場 HACCP 及び畜産 GAP といった専門性の高い技術の修得により、地域の獣医療の技術の向上を推進する。

(3) 小動物分野

県及び県獣医師会等は、専門性の高い獣医療技術の修得を目的として実施される技術研修や、講習会等の開催に努めるとともに、地方獣医師会主催の獣医学術大会や日本獣医師会主催の獣医学術年次大会等の開催状況について関係獣医師への周知の徹底及び参加を促進する。

3 生涯研修

県獣医師会等は、診療に従事する獣医師が常に進歩する獣医療技術や海外悪性伝染病、新興感染症等に関する知識・技術を適時適切に取り入れることにより社会的ニーズに対応した獣医療を提供していくため、各種研修会、講習会の開催や関連する教材等の提供に努める。

また、研修施設への移動が困難な地域等に勤務する獣医師についても、インターネット等の新しい情報媒体等を活用した教材の利用による研修の促進を図る。

さらに、県及び県獣医師会等は、離職・休職中の獣医師を対象とした技術研修や復職支援研修への参加を促進する。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

家畜衛生行政に加え、公衆衛生行政、動物愛護・福祉行政、自然環境保全等についても考慮しつつ、獣医師に対し期待される地域の獣医療の状況を把握し、適切な獣医療の提供体制の構築を図る。

また、獣医師のコンプライアンスの徹底や畜産物の安全性に係るリスク管理などの社会的要請を踏まえて、獣医療に対する監視指導体制の強化と相談窓口の明確化に努める。

なお、近年の豪雨、台風、地震などの自然災害の増加や新型コロナウイルス感染症等のまん延の非常時には、県又は中核市及び各市町村は、関連団体等と連携し飼育動物の保護、治療、健康管理等の獣医療提供に努める。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野及び公務員分野

県及び県畜産協会等の関係団体は、自衛防疫活動の強化をはじめとして、生産者に対する家畜衛生や食品の安全性の向上に関する知識・技術の一層の啓発・普及に努めるとともに、品質面、安全面及び価格面で優れた畜産物を生産するための農場 HACCP 及び畜産 GAP の普及を促進する。

(2) 小動物分野

県及び県獣医師会等は、小動物の適切な健康管理を図るため、飼育者に対する衛生知識の啓発・普及及び健康相談活動を促進する。

さらに、飼育者に人獣共通感染症対策を効果的に推進していく観点から、飼育者への普及啓発の実施等により、小動物獣医師による保健衛生指導の充実を推進する。

また、飼育者に対し、愛玩動物看護師の役割について、理解醸成のための環境の整備を推進する。

3 広報活動の充実

獣医療に対する信頼の向上を図るため、家保のホームページ又はその内容の充実・改善により、家畜衛生情報や獣医療に関する広報活動を強化し、獣医療の果たす役割についての県民の理解醸成や飼育者に対する衛生知識の啓発・普及等に努める。

4 診療施設の整備

本計画及び診療施設整備計画に基づき診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第15条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資について一層の活用を図る。

青森県における獣医療を提供する体制整備を図るための計画書

(計画期間：令和3年度～令和12年度)

青森県農林水産部 畜産課

〒030-8570 青森県青森市長島1-1-1

TEL 017-734-9498 FAX 017-734-8144

URL <http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/chikusan>

本内容は、青森県庁ホームページにも掲載しています。